


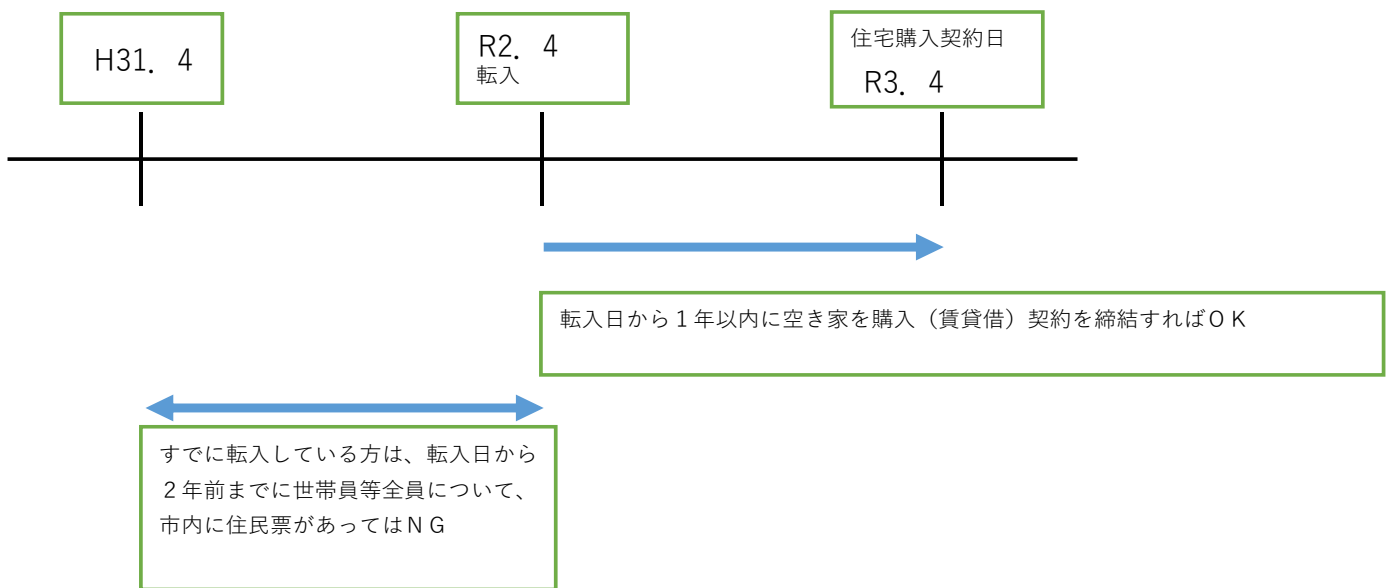
空き家改修助成金支給事業 Q & A

R3. 4. 1

	Q	A
1	 <p style="text-align: center;">対象者はどんな人が該当するのですか？</p>	<p>空き家を改修しようとするもので、次のいずれの要件にも該当する方を対象とします。</p> <p>※空き家とは、市内の住宅で売買契約又は賃貸借契約をした日の前日までの3箇月以上居住その他の使用をしていない状態にあるものをいいます。ただし、賃貸借のため所有・管理されているものを除きます。</p> <p>改修とは、住宅の性能を向上させるためにリフォームを行うことをいいます。</p> <p>要件1 申請日に20歳以上であること。</p> <p>要件2 【契約時に二本松市に住所がある方】 ・空き家の売買(賃貸借)契約の締結日から1年前までに二本松市内に新たに転入していること。 ・転入した時点で、過去2年間二本松市に住所がないこと。</p> <p>【契約時に二本松市に住所がない方】 ・空き家の契約(賃貸借)締結日から過去2年間二本松市に住所がないこと。</p> <p>要件3 空き家の売買契約等締結日から1年以内に補助金の申請をしていること。 (改修工事後の申請は対象外)</p> <p>要件4 改修を行う空き家に、助成金の支給を受けた日から5年以上定住する意志があること。</p> <p>要件5 空き家の所有者の3親等以内の親族でない者。</p> <p>要件6 同居予定世帯員に市税滞納者がいないこと。</p> <p>要件7 過去に空き家改修助成金を支給されたことがないこと。</p>
2	<p>助成対象工事は、どのような工事ですか？</p>	<p>性能を向上させるためのリフォームで20万円以上の次の工事が対象となります。</p> <p>① 台所、浴室、便所、洗面所等の改修 ② 内装、屋根、外壁等の改修</p> <p>ただし、次に該当する工事費用については、支給対象としません。</p> <p>ア 改修する住宅が公共事業のために収用され、当該収用に伴う改修工事 イ 助成することが適当でないと認められる次の工事等 a. 車庫、物置、門扉、ブロック塀等の改修 b. エアコン設置、カーテン取り付け等</p> <p>※また、本助成金支給対象事業以外に、国や県、市からの補助金が交付される場合には、その補助に係る部分の経費を除いた額を対象とします。</p>
3	<p>滞納の該当となる市税の税目は何ですか？</p>	<p>二本松市税条例第3条に規定する税で、主なものは次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民税 ・固定資産税 ・軽自動車税 ・国民健康保険税
4	<p>納税証明はどのように取得すればいいのですか？</p>	<p>滞納がないことを証明する納税証明書を市民課で取得してください。(専用の様式で、1世帯分あたり300円の手数料がかかります。)</p>
5	<p>助成金の額はいくらですか？</p>	<p>助成対象工事に要する費用の2分の1に相当する額(千円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた額)とし、50万円を上限とします。</p>

6	支給申請時に必要な添付書類は何ですか？	<p>以下の書類を原則として、対象工事の着手前までに提出してください。</p> <p>①支給申請書 ②同居予定者全員の住民票(申請日前1ヶ月以内のもの) ③空き家の売買(賃貸借)契約書の写し ④工事請負契約書または請書等の契約を証する書類の写し ⑤工事内訳明細書の写し ⑥工事箇所の図面及び工事着手前の写真(撮影日がわかるもの) ⑦助成金の振込先となる預金通帳等の写し ⑧その他市長が必要と認める書類(戸籍の附票等)</p>
---	---------------------	---

例 二本松市に転入後に空き家住宅の購入(賃貸借)契約を締結した場合



例 空き家住宅購入(賃貸借)契約後に転入する場合

